

財団法人船員保険会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人船員保険会寄附行為（以下「寄附行為」という。）

第21条の規定に基づき、寄附行為第16条に規定する役員のうち、常時勤務する役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とする。

(報酬の支給)

第3条 報酬の期間計算は、月の初日から末日までとする。

2 報酬は、毎月25日にその月分を支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときは、その前日、日曜日に当たるときは、その前々日に繰り上げて支給する。この場合において、繰り上げた日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に当たるときは、さらにその前日に繰り上げて支給する。

(俸給)

第4条 役員俸給月額、次のとおりの範囲内で会長が定める。

(1) 会長

989,000円以内

(2) 常務理事

780,000円以内

(3) 常勤監事

724,000円以内

2 前項の規定にかかわらず、勤務日が1週間のうち5日未満の場合の俸給月額は、1週間の勤務日数を5で除して俸給月額に乗じて得た額とする。

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、財団法人船員保険会地域手当支給規程第2条の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて役員に対して支給する。

2 特別調整手当の月額、俸給月額に100分の18.0を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、財団法人船員保険会通勤手当支給規程（以下「通勤手当支給規程」という。）第1条に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

2 通勤手当の月額は、通勤手当支給規程第2条に規定する額とする。

3 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(特別手当)

第7条 特別手当は、俸給月額及び特別調整手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の295を乗じて得た額とし、それを12で除した額を毎月支給する。

(日割計算)

第8条 新たに役員となった者には、その日から俸給、特別調整手当及び特別手当（以下本条において「俸給等」という。）を支給する。

2 役員が任期満了及び辞任（寄附行為第19条第3項に規定する後任者が就任するまでの日を除く。以下同じ。）し、又は解任されたときは、その日までの俸給等を支給する。

3 役員が任期満了し、就任し又は解任されたその日に即日役員に選任されたときは、その翌日から俸給等を支給する。

4 前3項の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 役員が死亡したときは、その死亡した日までの俸給等を、前項の規定に基づき計算して支給する。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきもの及びその役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

2 平成18年1月に支給する報酬の額は、この改正規程により算出される支給月額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成17年4月1日において役員が受けるべき俸給月額及び特別調整手当月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の

属する月の前日までの月数を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

- (2) 平成17年4月1日において役員が受けるべき特別手当の月額を12で乗じて得た額に100分の0.36を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日から引き続き在任する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人船員保険会寄附行為第16条に規定する役員のうち、常時勤務する役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退任又は死亡した場合にその者(死亡による退任の場合は、その遺族)に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退任又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(決定及び支給)

第3条 退職手当の額の決定及び支給は、会長がこれを行う。

(退職手当の支給額)

第4条 退職手当の額は、退任の日におけるその役員の本俸月額にその役員の在任期間の月数(以下「在任月数」という。)を12で除した数を乗じて得た額とする。

(任期满了等による加算)

第5条 役員が任期が満了したことにより退任した場合若しくは役員削減その他のやむを得ない事由により退任を命ぜられた場合における退職手当の額は、前条の規定により計算した額にその5割に相当する金額の範囲内において加算することができる。

(退職手当支給の特例)

第6条 役員が退任した場合で、その在任中に顕著な功労を有し、本会の発展上著しく寄与したことが認められる場合においては、前2条により計算した額に更にその5割に相当する金額の範囲内において加算することができる。

(退職手当の最高限度額)

第7条 前3条までの規定により計算した退職手当の額が、役員の退任の日における本俸月額に20を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその役員の退職手当の額とする。

(在任月数の計算)

第8条 退職手当算定のための在任月数は、その役員が就任した最初の就任日が属する月から起算し、退任の日の属する月までの月数とする。

(再任等の場合の取扱い)

第9条 役員が任期満了等により退任の日又はその翌日に再び同一又は異なる役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の調整)

第 1 1 条 退職手当の支給額に、100 円未満の端数を生じたときは、100 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 1 2 条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準じる(別に定める。)
ものとする。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。